

平成２３年度 第１回中国地方整備局事業評価監視委員会 審議一覧表

【再評価】

NO.	事業種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針 (原案)	備考
1	道路	一般国道９号 中山・名和道路 なかつま なわ	一般国道９号は京都市から下関市に至る延長約７５０kmの主要幹線道路である。 中山・名和道路は、国道９号の交通隘路区間の解消、交通安全の確保、事故・災害時におけるリダンダンシー確保などを目的とした、鳥取県西伯郡大山町八重から鳥取県西伯郡大山町下市に至る延長約４．３kmの道路である。	平成19年度 事業化	※ 事業採択後 ５年継続中	事業継続	
2	道路	一般国道９号 名和・淀江道路 なわ よどぎ	一般国道９号は京都市から下関市に至る延長約７５０kmの主要幹線道路である。 名和・淀江道路は、国道９号の交通混雑の緩和、交通安全の確保、事故・災害時におけるリダンダンシー確保などを目的とした、鳥取県西伯郡大山町下市から鳥取県西伯郡大山町安原に至る延長約１２．１kmの道路である。	平成8年度 事業化 平成18年度 再評価	☆ 再評価後５年経過	事業継続	
3	河川	旭川直轄河川改修事業 あさひがわ	旭川は、岡山県中央部に位置し、下流部は人口・資産が集中している岡山市街地を貫流する流域面積１,８１０km ² 、幹川流路延長１４２kmの一級河川である。 下流部の岡山市街地は、干拓等によって形成された低平地に発達しており、ゼロメートル地帯が広がっているため、洪水・高潮等に脆弱な地形となっている。 昭和９年９月の室戸台風により旭川・百間川の堤防が決壊するなど甚大な被害を受けており、その後も近年では平成１０年１０月洪水の浸水被害や平成１６年８月の高潮被害が発生するなど、再度災害防止の観点から、百間川河口水門と旭川放水路、旭川本川の改修を行うものである。	平成２３年度 以降残事業	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業	事業継続	
		旭川直轄河川改修事業 (旭川放水路) あさひがわ		昭和45年度 事業着手 平成20年度 再評価	☆ 再評価後３年経過	事業継続	
		旭川特定構造物改築事業 (百間川河口水門) あさひがわ ひゃっけんがわ		平成13年度 事業着手 平成22年度 再評価	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業	事業継続	

※事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

実施要領が改定され「長期間」とは平成２１年度までは「１０年間」、平成２２年度からは「５年間」となったため年数は一定値とならない。（年数：５～１０年）

☆再評価実施後一定期間が経過している事業

実施要領が改定され「一定期間」とは平成２１年度までは「５年間」、平成２２年度からは「３年間」となったため年数は一定値とならない。（年数：３～５年）